○厚生労働省告示第四百二十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

表の上欄中「障害者保健福祉推進事業」の下に「及び障害者虐待防止対策支援事業」を加え、「（目）」を「（目）」に改める。

障害者医療費負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

障害者等災害臨時特例補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

○厚生労働省告示第四百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
社団法人菓子・食品新素材技術センター	中久喜輝夫	小林　昭一	平成二十三年五月二十四日
財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	横濱　明	細谷　勝志	平成二十三年六月一日
日本環境株式会社	金子　正昭	兵頭　喜文	平成二十三年七月二十九日

○経済産業省告示第二百十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十月三十一日　経済産業大臣　枝野　幸男

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
東京都日野市程久保二丁目一番地一号	明星大学	理工学部総合理工学科電気電子工学系	第一種、第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成二十二年度入学生から適用

○環境省告示第九十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第四十三条第五項の規定に基づき、風景地保護協定の認可の申請があったので、同法第四十四条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十月三十一日　環境大臣　細野　豪志

一　風景地保護協定の名称

湯の丸高原風景地保護協定

二　風景地保護協定区域

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字湯の丸山一〇五三番四〇の一部

三　風景地保護協定の有効期間

平成二十三年十一月十五日から平成四十三年十一月十四日まで

四　風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体特定非営利活動法人浅間山麓国際自然学校は、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行うものとする。

㈠　当該土地における自然の風景地及び生物多様性の保全上支障となっているズミ、カラマツ等の木竹の伐採又は整枝、ササの刈り払い、当該土地に生息する希少種のミヤマシロチョウ等の動物の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝、その他当該土地における自然の風景地及び生物多様性を保全するために必要なこと。

㈡　五に定める施設の維持又は修繕に関すること。

㈢　当該土地内の堆積物の除去、清掃その他当該土地の清潔の保持に関すること。

㈣　㈠から㈢までに定める行為の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること。

五　風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設

自然の風景地の管理に必要となる管理用通路、さく等

六　風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び長野自然環境事務所

七　備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、関係者は、当該縦覧期間満了の日（平成二十三年十一月十四日）までに、縦覧に供された風景地保護協定について、環境大臣に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞が関一―二―二環境省自然環境局国立公園課である（郵便番号一〇〇―八九七五）。

○防衛省告示第二百五十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十月三十一日　防衛大臣　一川　保夫

期間　平成二十三年十一月十四日から平成二十四年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の㋐から㋒までの十点を順次結んだ線及び㋐の点と㋒の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

㋐　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度〇九分一三秒

㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

○防衛省告示第二百五十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十月三十一日　防衛大臣　一川　保夫

期間　平成二十三年十一月十四日から平成二十四年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　五島列島南方海面の次の㋐から㋓までの四点を順次結んだ線及び㋐の点と㋓の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

㋐　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋑　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

㋓　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

㋔　北緯三二度二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋕　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋖　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

㋗　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

㋘　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

㋙　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

㋚　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。